

# 第 1 章 設立

## つがる西北五広域連合規約

平成 11 年 3 月 25 日  
青森県知事許可

変更	平成 17 年 7 月 15 日	青森県指令第 1920 号
変更	平成 18 年 3 月 8 日	青森県指令第 591 号
変更	平成 18 年 10 月 18 日	青森県指令第 3170 号
変更	平成 19 年 2 月 15 日	青森県指令第 305 号
変更	平成 19 年 10 月 25 日	青森県指令第 2710 号
変更	平成 20 年 2 月 4 日	青森県指令第 181 号
変更	平成 21 年 1 月 16 日	青森県指令第 72 号
変更	平成 21 年 4 月 17 日	青森県指令第 969 号
変更	平成 23 年 1 月 25 日	届出
変更	平成 23 年 8 月 10 日	青森県指令第 1724 号
変更	平成 23 年 8 月 29 日	青森県指令第 1894 号
変更	平成 24 年 3 月 21 日	青森県指令第 931 号
変更	平成 25 年 1 月 25 日	青森県指令第 142 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 6 条）
- 第 2 章 議会（第 7 条 - 第 10 条）
- 第 3 章 執行機関（第 11 条 - 第 16 条）
- 第 4 章 経費（第 17 条）
- 第 5 章 基金（第 18 条・第 19 条）
- 第 6 章 雑則（第 20 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （広域連合の名称）

第 1 条 この広域連合は、つがる西北五広域連合（以下「広域連合」という。）という。

##### （広域連合を組織する地方公共団体）

第 2 条 広域連合は、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

##### （広域連合の区域）

第 3 条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。

##### （広域連合の処理する事務）

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- （ 1 ）広域市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関すること。
- （ 2 ）ふるさと市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に

関すること。

- (3) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること。
- (5) 障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく協議会の設置及び運営に関すること。
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定による保健事業である病院及び診療所としての西北五地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画に係る次に掲げる中核病院及びサテライト医療機関（サテライト病院及びサテライト診療所をいう。以下同じ。）の設置及び管理運営に関すること。

ア 中核病院（五所川原市）

イ サテライト病院（五所川原市）

ウ サテライト病院（鱒ヶ沢町）

エ サテライト診療所（つがる市）

オ サテライト診療所（鶴田町）

- (7) 広域にわたり処理することが適当な事務に係る課題（以下「広域的課題」という。）の調査研究に関すること。

（地方公営企業法の適用）

第4条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定に基づき、広域連合が管理運営する病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。

（広域連合の作成する広域計画）

第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目を記載するものとする。

- (1) 広域市町村圏計画の基本方針に関すること。
- (2) 広域市町村圏計画に基づき広域連合又は関係市町が処理する事業に関すること。
- (3) ふるさと市町村圏計画の基本方針に関すること。
- (4) ふるさと市町村圏計画に基づき広域連合又は関係市町が処理する事業に関すること。
- (5) 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (6) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (7) 障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく協議会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (8) 西北五地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画に係る第4条第6号に規定する中核病院及びサテライト医療機関の設置及び管理運営に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (9) 広域的課題の調査研究に関すること。
- (10) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合事務所の位置）

第6条 広域連合の事務所は、五所川原市字岩木町12番地に置く。

## 第2章 議会

### (広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、9人とする。

### (広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。

2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 五所川原市 3人
- (2) つがる市 2人
- (3) 鱒ヶ沢町 1人
- (4) 深浦町 1人
- (5) 鶴田町 1人
- (6) 中泊町 1人

3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

### (広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

### (広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

## 第3章 執行機関

### (広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長5人及び会計管理者1人を置く。

### (広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所においてこれを行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の長のうちから選任する。

4 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

### (広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

### (補助職員)

第14条 第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

### (選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔な者の中から、広域

連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事務の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(顧問)

第16条の2 広域連合に顧問1人を置くことができる。

2 顧問は、広域連合長が、広域連合正副広域連合長会議の同意を得て、病院事業の経営に関し識見を有する者の中から選任する。

3 顧問は、西北五地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画の推進を図るため、意見を述べることができる。

4 顧問は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の職員とし、その勤務条件については別に定めるところによる。

5 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

#### 第4章 経費

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び県の支出金

(4) 地方債

(5) その他

2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表第1のとおりとする。

#### 第5章 基金

(ふるさと市町村圏基金の設置)

第18条 関係市町の計画的及び一体的振興整備を図るため、条例で定めるところにより、つがる西北五広域ふるさと市町村圏基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、関係市町からの出資金等により積み立てるものとする。

3 基金の運用から生ずる収益は、第4条第2号に規定する事業を実施するための財源に充てるものとする。

(関係市町からの出資金)

第19条 基金に積み立てる関係市町からの出資金の額は、別表第2のとおりとする。

#### 第6章 雑則

(規則への委任)

第20条 この規約の施行に関して必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

( 平成 1 1 年度の負担金の額の算定に係る経過措置 )

2 別表第 1 の規定にかかわらず、平成 1 1 年度の関係市町村の負担金の額の算定にあたっては、同表中「介護認定審査件数割」とあるのは、「平成 1 0 年度青森県要援護老人等調査の要援護老人数(在宅寝たきり老人、在宅痴呆性老人、特別養護老人ホーム措置者、老人保健施設入所者、長期入院者、在宅虚弱老人及び養護老人ホーム措置者を合わせた者の数をいう。)割」とする。

( 広域連合の処理する事務に係る経過措置 )

3 第 4 条の規定にかかわらず、関係市町が設置する国民健康保険五所川原市立西北中央病院、鱒ヶ沢町立中央病院、つがる市国民健康保険病院つがる市立成人病センター及び国民健康保険鶴田町立中央病院並びに公立金木病院組合が設置する公立金木病院組合公立金木病院の病院事業をそれぞれの設置団体が平成 2 4 年 3 月 3 1 日で廃止することに伴い、平成 2 4 年 4 月 1 日から中核病院開院前日までの間、広域連合は国民健康保険法第 8 2 条の規定による保健事業である病院及び診療所としてこれらの病院事業を引き継ぎ、管理運営に関する事務を処理する。

4 前項の病院事業におけるそれぞれの医療機関の管理運営経費は、従前の設置団体がその全額を負担する。ただし、公立金木病院組合公立金木病院を引き継いだ医療機関にあつては、その管理運営経費の 6 割を五所川原市が、4 割を中泊町が負担する。

5 前項の規定にかかわらず、附則第 3 項の病院事業におけるそれぞれの医療機関の施設改修費用、医療機器購入費用その他のサテライト病院又はサテライト診療所の資産形成に資する費用については、別表第 1 第 4 条第 6 号イからオまでに規定する各サテライト医療機関ごとの設置及び管理運営に係る経費(サテライト病院の新築に係るものを除く。)の項に規定する負担割合を適用する。

( 利用者割の算定の経過措置 )

6 別表第 1 備考 3 の規定にかかわらず、予算の属する年度の前々年度が平成 2 3 年度までの場合にあっては、下表右欄の医療機関を下表左欄の医療機関とみなして利用者割を算定し、予算の属する年度の前々年度が平成 2 4 年度から中核病院開院時前日までの期間の場合は、下表右欄の医療機関から附則第 3 項の規定により引き継いだそれぞれの医療機関を下表左欄の医療機関とみなして利用者割を算定するものとする。

中核病院(五所川原市)	国民健康保険五所川原市立西北中央病院
サテライト病院(五所川原市)	公立金木病院組合公立金木病院
サテライト病院(鱒ヶ沢町)	鱒ヶ沢町立中央病院
サテライト診療所(つがる市)	つがる市国民健康保険病院つがる市立成人病センター
サテライト診療所(鶴田町)	国民健康保険鶴田町立中央病院

附 則

( 施行規則 )

1 この規約は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年度における関係市町の負担金の額の算定にあたっては、変更前のつがる西北五広域連合規約第 2 条に規定する平成 17 年 2 月 10 日現在の関係市町村の区域をもって平成 18 年 3 月 31 日までこれを適用する。

附 則

( 施行期日 )

1 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 変更後の別表第 1 の規定にかかわらず、同表中「障害程度区分審査件数割」とあるのは、平成 18 年度の関係市町の負担金の額の算定にあたっては、「平成 18 年 1 月 25 日現在の関係市町の居宅支援サービス利用者数割」とし、平成 19 年度の関係市町の負担金の額の算定にあたっては、「平成 18 年 10 月 31 日現在の関係市町の居宅支援サービス利用者数割」とする。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の第 11 条から第 13 条までの規定は適用せず、変更前の第 11 条から第 13 条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は平成 23 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 ( 第 1 7 条関係 )

区 分	負 担 割 合
介護認定審査会に係る経費	介護認定審査件数割 1 0 0 %
介護給付費等の支給に関する審査会に係る経費	障害程度区分審査件数割 1 0 0 %
第 4 条第 6 号アに規定する中核病院の設置及び管理運営に係る経費 ( 立体駐車場の設置に係るものを除く。)	均等割 5 % 人口割 1 0 % 設置割 6 0 % 利用者割 2 5 %
第 4 条第 6 号イからオまでに規定する各サテライト医療機関ごとの設置及び管理運営に係る経費 ( サテライト病院の新築に係るものを除く。)	設置割 6 0 % 利用者割 4 0 %
第 4 条第 6 号アに規定する中核病院のうち立体駐車場の設置に係る経費	別途協定書により定める。
その他の経費	均等割 2 0 % 人口割 8 0 %

## 備考

- 1 人口割の算定は、直近の国勢調査の人口によるものとする。ただし、第 4 条第 6 号アに規定する中核病院の設置及び管理運営に係る経費の人口割の算定にあたっては、深浦町の人口から同町岩崎地区の人口を控除した人口を同町の人口とみなす。
- 2 設置割の算定は、医療機関の所属する市町が負担するものとする。ただし、第 4 条第 6 号イに規定するサテライト病院に係るものにあつては、五所川原市 6 0 %、中泊町 4 0 % の割合で負担するものとする。
- 3 利用者割の算定は、予算の属する年度の前々年度における第 4 条第 6 号に規定する医療機関ごとの入院患者数と外来患者数の合計によるものとする。

別表第 2 ( 第 1 9 条関係 )

団 体 名	出 資 金 の 額
五所川原市	2 5 5 , 5 4 3 , 0 0 0 円
つ がる 市	8 3 , 6 0 6 , 0 0 0 円
鱒ヶ沢町	2 4 , 2 5 1 , 0 0 0 円
深 浦 町	2 7 , 3 9 4 , 0 0 0 円
鶴 田 町	2 7 , 0 8 7 , 0 0 0 円
中 泊 町	3 2 , 1 1 9 , 0 0 0 円
合 計	4 5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円